

再度入札の実施方法について

1. 再度入札について

制限付一般競争入札又は指名競争入札で不調となった場合、直ちに再度の入札を1回に限り行います。(入札回数は初度を含めて2回を限度とします。)

なお、初度の入札において無効又は失格となった入札参加者は、再度の入札には参加できません。

また、入札によっては、初度のみとする場合もありますので、入札に参加されるにあたっては、入札公告又は指名通知を良く確認してください。

2. 実施方法

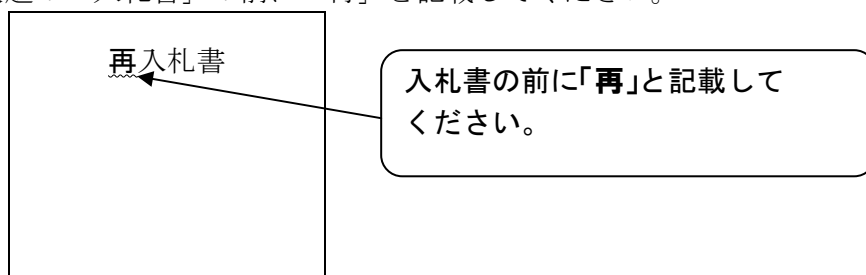
(1) 事前準備

制限付一般競争入札又は指名競争入札に参加される方は、初度の入札書の他に再度入札用の入札書を1部余計に準備して入札に参加してください。(封筒については初度の入札用だけで結構です。)

(2) 再度入札の実施

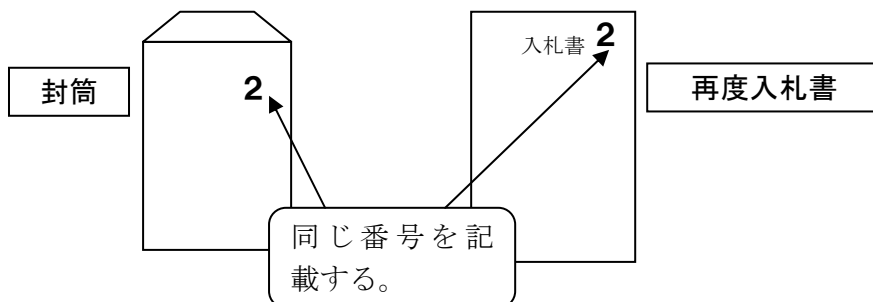
①再度入札書の書き方

- 入札書の表題の「入札書」の前に「再」と記載してください。



- 初度の入札の最低入札額より低い価格での入札が困難な場合は、入札書の金額記載覽に「入札辞退」と記載して入札してください。
なお、入札されない場合には、「棄権」となります。

- 初度の入札において、封筒に番号を記載するよう指示があった場合は、再度入札書の右上にも同じ番号を記載してください。



②再度入札書の投函方法

- 封筒に入れる必要はありませんが、三つ折り程度に折って、入札箱に投函してください。